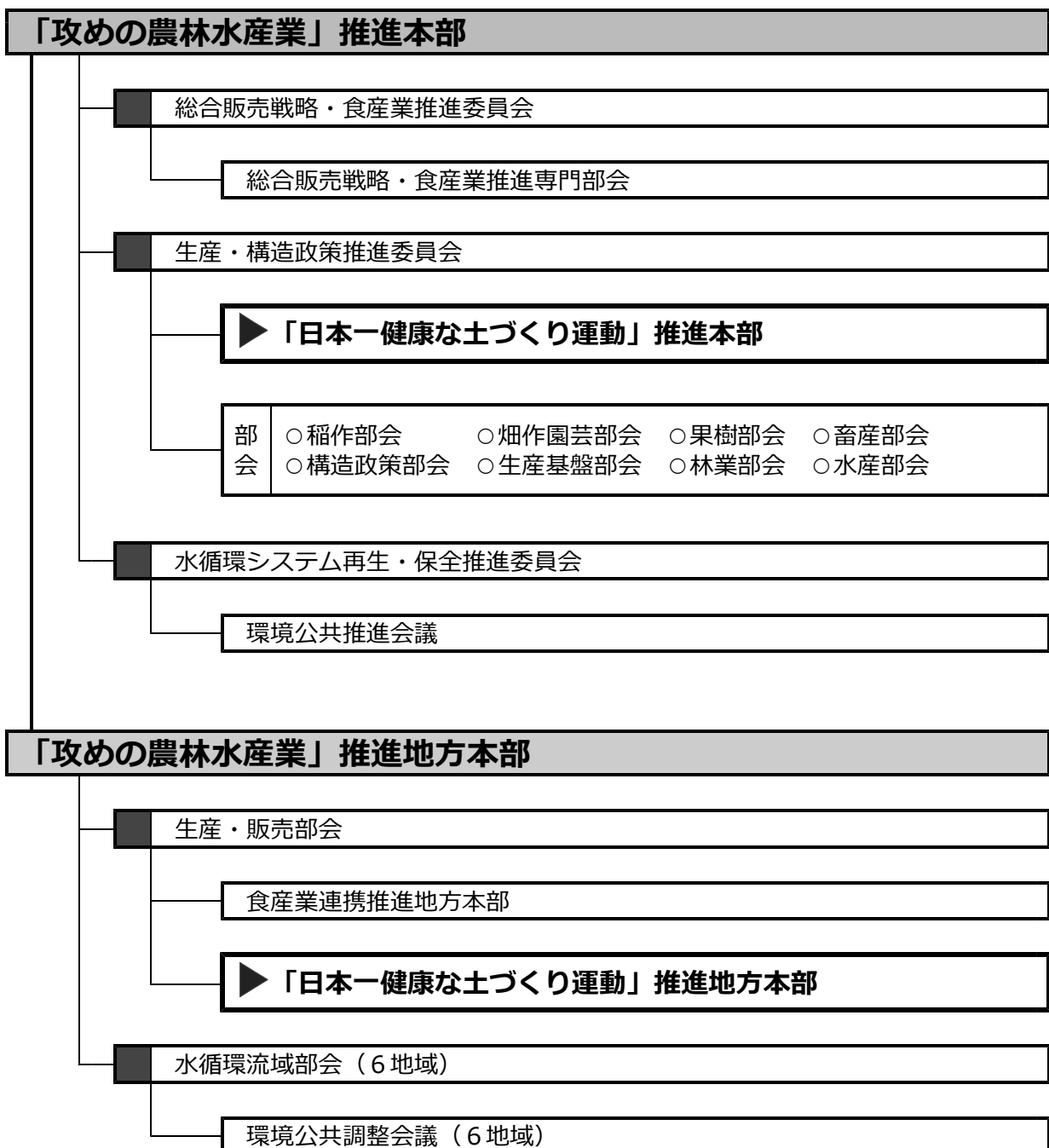


第5章

「健康な土づくり」推進の体制と役割

1 推進体制

県では「攻めの農林水産業」を推進するため、本部（全県）と地方本部（地域県民局）を設置しています。健康な土づくり運動は、「攻めの農林水産業」を推進する一つに位置付けられており、市町村、農業団体はもとより、農業者が共通の認識を持って今後も取り組んでいく必要があります。



2 役割分担

健康な土づくり運動の推進に当たっては、県、市町村、関係機関・団体、農業者等が、共通の認識を持って連携・協力し、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

中南地域県民局 地域農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ○「日本一健康な土づくり運動」推進地方本部の設置・運営 ○土づくりに関する支援及び指導 ○環境にやさしい農業の推進 ○GAPやトレーサビリティなど、食の安全・安心を確保するための施策の推進 ○市町村や農業協同組合など関係機関・団体との連絡調整 ○農業者に対する土づくりへの意識啓発と情報提供 ○消費者等への情報発信
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の実情に合ったきめ細かな支援による土づくり運動の総合推進 ○県、農業団体との連携による環境にやさしい農業の推進 ○農業者に対する土づくりへの取組意識の啓発 ○消費者等への情報発信
農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○土壌診断に基づく土づくり指導の展開 ○生産部会等を中心とした環境にやさしい農業への取組の推進 ○食の安全・安心を確保するシステムの構築 ○農業者に対する土づくりへの取組意識の啓発 ○消費者等への情報発信
市場・流通・ 出荷業者	<ul style="list-style-type: none"> ○出荷者に対する土づくりへの意識啓発と、栽培指導等による土づくりの推進 ○小売店等への土づくり関係情報の発信 ○環境にやさしい農業による農産物の取扱に向けた体制整備
小売店	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者に対する土づくり関係情報の発信 ○消費者と農業者との交流推進 ○環境にやさしい農業による農産物の販売体制の整備と取扱量の拡大
消費者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○土づくりを基本とした環境にやさしい農業への理解促進 ○農業者と流通・販売関係者との交流促進
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ○土壌診断に基づく土づくり ○土づくり組織への参画又は協調 ○消費者等への情報発信